

近年の实地指導における主な指摘事例

◎近年の实地指導において多くみられた不適正事例と対応のポイントを掲載しています。
◎指定基準、報酬算定基準等の詳細については、根拠法令等を確認してください。

久留米市介護保険課育成・支援チーム
(令和4年度作成)

全サービス共通

No	項目	不適正事例	対応のポイント	対象サービス
1	重要事項説明書	重要事項説明書に事故発生時の対応が記載されていない。	事故発生時の対応についても記載を行う。	共通
2	重要事項説明書	重要事項説明書に提供するサービスの第三者評価の実施状況が記載されていない。	提供するサービスの第三者評価の実施状況(実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況)についても記載を行う。	共通(一部サービス※1除く)
3	個人情報	従業者から秘密保持の誓約書に同意を得ていない。	全ての従業者から誓約書に対して同意を得る。	共通
4	個人情報	利用者家族の個人情報の利用に関する同意を得ていない。	家族から個人情報に関する利用の同意を得る。	共通
5	事故	市への事故報告書の提出漏れがある。	報告が必要な事故については、速やかに市へ提出する。(例:誤薬、異食、与薬漏れ等)	共通
6	アセスメント	アセスメントの結果について記録がない。	アセスメントを実施した際は記録を行う。	居宅介護支援
7	個別計画の作成	提供しているサービスの内容等が個別計画に記載されていない。	計画の作成に当たって、提供するサービスの具体的な内容を記載する。	共通
8	訪問介護の記録	提供したサービス内容の一部を記録していない。	サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容を記録する。	訪問介護
9	訪問看護計画	主治医から交付を受けた指示書に具体的な指示内容の記載がないままサービスを提供している。	指示書に具体的な指示内容を記載するよう、主治医と連絡調整を行う。	訪問看護

10	福祉用具計画の作成	指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売を利用する利用者の計画が、別々に作成されている。	指定福祉用具貸与と指定特定福祉用具販売の利用がある際は、計画を一体的に作成する。	福祉用具貸与 特定福祉用具販売
11	個別機能訓練加算	個別機能訓練の実施記録に必要な項目が記載されていない。	実施時間、訓練内容、担当者等を記録する。	共通
12	看取り介護加算	利用者等への説明の際に、利用者等に関する記録を活用した説明資料を作成し、写しを提供していることが確認できない。	看取り介護を実施するにあたっては、その理解を助けるため利用者に関する記録を活用した説明資料を作成し、その写しを提供するとともに利用者の同意を得る。	共通
13	看取り介護加算	看取り介護の記録に必要な項目が記載されていない。	以下の2点についても記載を行う。 ・療養や死別に関する利用者及び家族の精神的な状態の変化及びこれに対するケア ・把握した利用者等の意向と、それに基づくアセスメント及び対応	共通
14	看取り介護加算	実施した看取り介護の検証や、職員の精神的負担の把握等が行われていない。	看取り介護を実施した際は、多職種によるケアカンファレンス等を通じて、実施した看取り介護の検証や職員の精神的負担の把握及びそれに対する支援を行う。	共通
15	口腔衛生管理加算	利用者ごとの口腔衛生等の管理に係る計画が作成されていない。	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づき、利用者ごとに口腔衛生等の管理に係る計画を作成する。	共通
16	口腔衛生管理加算	利用者の口腔衛生の管理について、必要な回数実施されていない。	歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、利用者に対して、口腔衛生の管理を月2回以上行う。	共通
17	入院時情報連携加算	入院時に行った情報提供について、必要な項目が記録されていない。	情報提供を行った日付と時間、内容、提供した場所、提供手段等について居宅サービス計画等に記録する。	居宅介護支援

※1 訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護